

## 防衛庁の「省」への格上げ問題についての対応

NC 外交・安全保障担当大臣

伊藤 英成

議員立法による防衛庁の「省（ministry）」への格上げが議論されている。防衛は国家存立の基本であるが、わが国では従来から「庁（agency）」と位置付けられてきた。

そのため、現行法上、防衛庁長官は国务大臣であるにもかかわらず、閣議請議権及び予算要求権等が認められておらず、防衛庁は、「総理府の長である内閣総理大臣」とおして防衛庁案件を処理している。

また、憲法第 74 条は、法律・政令に対し、主任の国务大臣の署名、（内閣の首長としての）内閣総理大臣の連署を要求しているが、防衛庁長官ではなく防衛庁の主任の国务大臣である「総理府の長としての内閣総理大臣」が署名している。

このような現状から、防衛庁を「省」に格上げし、防衛の任務と責任をより明確化しようという論拠も、政策論としては考慮に値する。

しかしながら、以下の諸点から、民主党としては現時点において、防衛庁の「省」への格上げは、適当でないと判断する。

- （1） 今回の提案はいかにも唐突であり、現状では国民の合意を得られているとは言えない。
- （2） 憲法調査会の議論も踏まえ、今後議論すべき課題である。
- （3） 自衛隊関係者の票を意識した選挙目当ての提案としか思えないが、これをもって自衛隊の士気向上に直結するとは思えない。
- （4） 一連の自衛隊の不祥事への処理は、総理府の長たる内閣総理大臣の服務監督権の範囲ある。厳正な事件処理と再発防止、徹底した綱紀肅正なくして「省」への格上げを認めることは、単なる焼け太りであるとの誹りを免れない。
- （5） 周辺国から感情的な反発を招く可能性も指摘できる。

### <参考> 自民案骨子

- ① 防衛庁を国防省とし、国防省の長を国防大臣とする。
  - ② 国防大臣は各省の長と同様に、法律・政令の制定等に当たっての閣議請議や予算要求などを自ら実施できる。
  - ③ 内閣の首長たる内閣総理大臣の権限は一切変更せず、防衛出動・治安出動の下令、海上警備行動の承認などは引き続き、内閣総理大臣の権限とする。
- 文民統制を整備しようとするものであり、防衛力を増強させるものではない。